

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与額の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミクロネシア	水産海事学校能力向上計画のた めの贈与に関する日本国政府とミ クロネシア連邦政府との間の 交換公文	水産海事学校能力向上計画を実施するために必要な生 産物及び役務の購入	400,000 千円 ----- (注2)	2021.4.8 パペリキー ルで (同日)	日本側 側嶋秀展在ミクロ ネシア大使 側 カンデアイ ー・A・エリエイサー外 務大臣	2021.5.7 162号
ミクロネシア	ミクロネシア連邦政府に対する 贈与に関する日本国政府とミク ロネシア連邦政府との間の交換 公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000 千円 ----- (注2)	2021.9.17 パペリキー ルで (同日)	日本側 水内健太郎在ミク ロネシア臨時代理大使 ミクロネシア側 カンデアイ ー・A・エリエイサー外 務大臣	2021.11.2 338号
ミクロネシア	ミクロネシア連邦政府に対する 贈与に関する日本国政府とミク ロネシア連邦政府との間の交換 公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	400,000 千円 ----- (注2)	2021.9.17 パペリキー ルで (同日)	日本側 水内健太郎在ミク ロネシア臨時代理大使 ミクロネシア側 カンデアイ ー・A・エリエイサー外 務大臣	2021.11.2 339号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。